



令和4年9月26日

## 天塩川河川敷地の樹木採取希望者を公募します！

～河川敷地内の樹木の有効活用のために～

留萌開発建設部 幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集する「公募型樹木等採取」を下記のとおり試行します。（無償で採取できます。）

公募型樹木等採取を行うことで、河川樹木等を有効活用するだけでなく、河川敷を維持管理するための視界の確保や洪水時に安全に水を流すことができますようになります。

なお、本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

### 記

- 1 募集期間 令和4年10月3日（月）～令和4年11月4日（金）
- 2 採取期間 令和4年11月中旬～令和4年12月中旬
- 3 採取場所 天塩郡幌延町幌延地先 天塩川高水敷（旧天塩大橋上流右岸）※別紙位置図参照
- 4 応募方法 参加者募集要項（別紙）を参照の上、別紙「応募様式」により11月4日（金）までに郵送又はFAXにより応募してください。

### 【応募先】

郵送：〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延 153-2 幌延河川事務所 河川課 宛

FAX：01632-5-2270

※参加者募集要項及び応募様式は留萌開発建設部ホームページにも掲載しています。

### 【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

幌延河川事務所 河川課長 前田 章博（電話 01632-5-1231）

課員 鈴木 順也（電話 01632-5-1231）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>

公式ツイッターTwitter アカウント @mlit\_hkd\_rm



## 天塩川（幌延町内）公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 4 年 9 月 26 日  
留萌開発建設部幌延河川事務所

留萌開発建設部幌延河川事務所では、河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。（無償で採取できます。）

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工、販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し、期日までに応募してください。

## 【応募要領】

## 1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、10月3日（月）から11月4日（金）までに郵送又はFAXにて以下の宛先まで応募してください。

**応 募 先**郵 送：〒098-3223 天塩郡幌延町字幌延153-2  
留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課 宛  
F A X：01632-5-2270

## 2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
  - ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
  - ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

### 3. 樹木等採取の概要

イ) 採取期間：令和4年11月中旬～令和4年12月中旬

ロ) 採取予定場所：天塩郡幌延町幌延地先 天塩川高水敷（右岸：旧天塩大橋上流KP19.0）

ハ) 採取可能面積：約9,000㎡

ニ) 主な樹種：シラカンバが主体

ホ) 想定される採取量：直径10cm程度の丸太材が100㎡当り0.2㎡程度

※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。

※ 採取量は想定であり、実際の採取量とは異なります。

※ 採取予定場所は、別紙位置図を参照ください。

※ 作業内容は採取・採取物の場外搬出・後片付けです。

### 4. 樹木等採取者の選定

応募の中から、応募資格に適合した樹木採取の効果（採取面積や時期、工程などを勘案して判断します）や確実性などを総合的に評価し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、11月4日（金）迄に郵送又はFAXで通知させていただきます。

### 5. その他

イ) 応募様式への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りをさせていただく場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について、幌延河川事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、幌延河川事務所の担当者から連絡いたします。

ハ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

ニ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。

ホ) 期間中の除雪については、採取者の作業となります。なお、採取者が複数の場合は各々御協力の下、お願いします。

ヘ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

#### 問合せ先

留萌開発建設部 幌延河川事務所 河川課

電話：01632-5-1231

FAX：01632-5-2270

# 応募様式

令和 年 月 日

留萌開発建設部 幌延河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

〇〇市〇〇町〇－〇－〇

氏名

印

令和4年10月3日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

## 記

1. 河川の名称及び希望面積

(河川名 : 天塩川 ) (面積 m<sup>2</sup>)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的 ( )

3. 採取を希望する河川産出物の種類 : \_\_\_\_\_

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法)  チェンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。(伐採方法 : )

(小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

- 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
- その他の方法（ ）
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法： )
- 伐採材は、( t) トラックにより日々搬出する。(積込方法： )
- その他の方法（ )
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。
- その他の伐採順序（ )
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
- 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- その他の処理（ )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

## 6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

## 7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇〇〇

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

## 8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

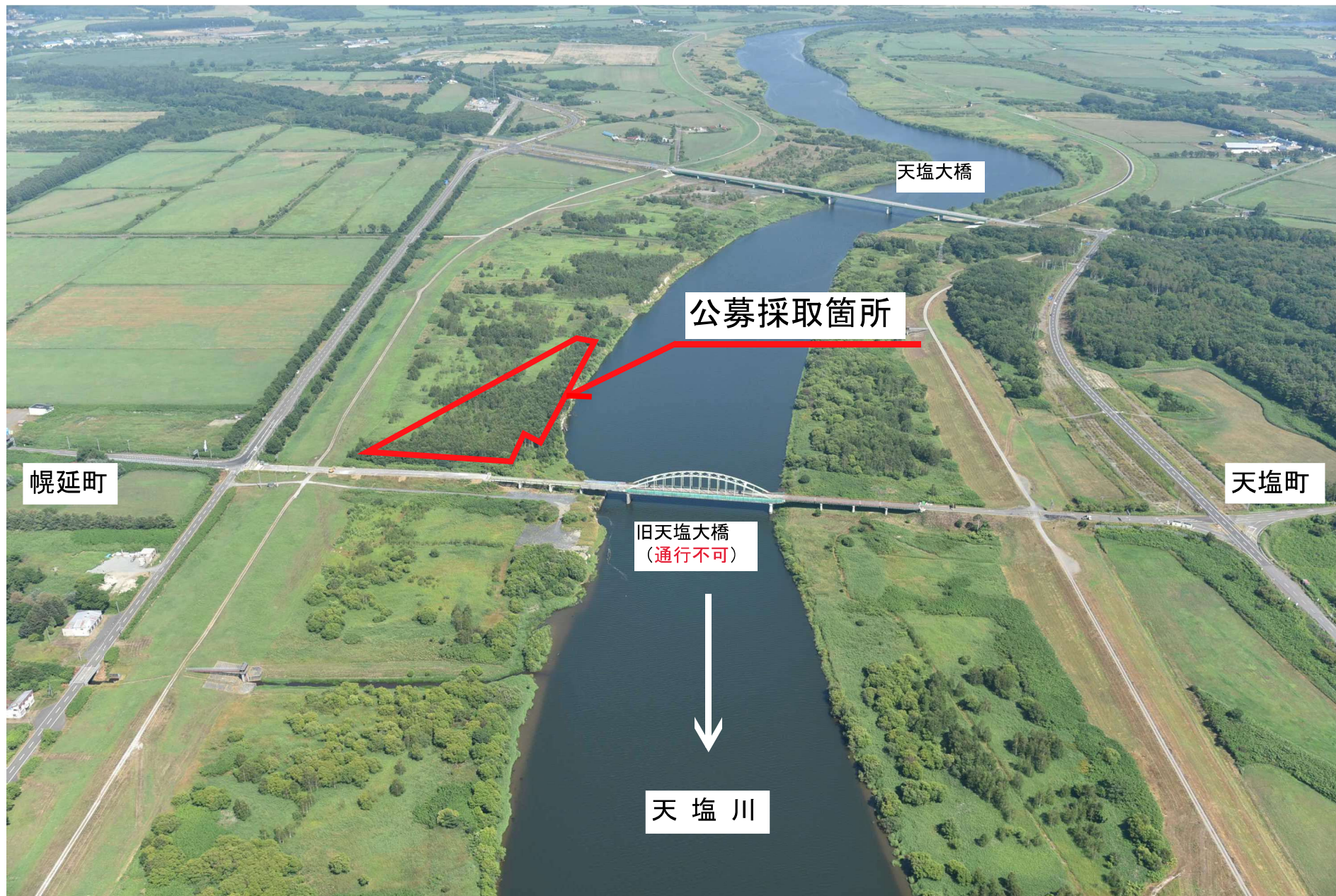


# 位置図





# 採取箇所斜め写真





# 公募採取箇所及び行き方

